

- 1 日時 : 令和5年2月2日(木)14時から16時57分まで
- 2 場所 : 高知県立公文書館 2階 研修室
- 3 出席者:(委員)山岡会長、福島副会長、依田委員、渡部委員、菊池委員
(事務局(法務文書課))小谷補佐、片岡チーフ、川崎主事
(公文書館)戸田館長、武田次長、三宮チーフ、北川主任、宮本主幹、
楠瀬主事、宮本専門員、宮脇専門員、本澤専門員、
織田専門員、上出会計年度任用職員

4 議事概要

- ・ 公文書館長からの「条例第32条第2号の規定による保存期間が満了した施行日前公文書及び施行日後公文書の公文書館への移管及び廃棄」に係る諮問について、まず、公文書館から選別結果について、一次選別と二次選別の結果が違うものや選別会議で議論となったものを中心に説明した。
- ・ 委員会運営要領第8条第4項に基づき歴史公文書該当性の確認をした依田委員及び渡部委員の報告を受け、審議の結果、諮問のあった公文書ファイル(知事部局、公営企業局、教育委員会、県立学校、警察本部、行政委員会及び公立大学法人)のうち、一部のファイルについて諮問を受けた選別結果と異なる措置とすることが適当と認める旨の答申を行い、これら以外のファイルについては諮問どおり移管及び廃棄することについて適当と認める旨の答申を行うこととした。
- ・ 公文書館長から令和3年度に諮問されていた、条例第32条第3号の規定による歴史公文書として重要でなくなったと認める特定歴史公文書等の廃棄に関する件について、諮問を取り下げたい旨の通知があった。
公文書館長からは、他県の状況等も調査し、特定歴史公文書等の廃棄の基準というのを精査した上で、改めて諮問したい旨の説明があったところであり、公文書管理委員会として同諮問の取下げを了承することとした。
- ・ 知事から、条例第32条第1号の規定に基づき、高知県公文書等の管理に関する条例施行規則の一部改正について諮問があった。
法務文書課から同諮問について、令和4年9月議会において、高知県個人情報の保護に関する法律施行条例が可決され、併せて情報公開条例の一部が改正されたことに伴うものであり、特定歴史公文書等の写しの交付に要する費用のうち多色刷りについて用紙1枚につき50円を20円に改正するものである旨の説明があったところであり、公文書管理委員会として同諮問のとおり一部改正することについて適当と認める答申を行うこととした。

5 諮問に関する主な意見

- ・ 美術館関係のものについて、主体工事の部分のみ移管となって他は廃棄としているが、主体工事だけではなく土地の問題及び内装の3つが揃ってはじめて土地の問題、主体そして内装が整うので、主体工事以外も移管にして一括保存とした方がよい。
- ・ 高知県文化賞については、その推薦された方の経歴や業績、個人の思い等がつつ

られており、長年の文化活動が伝わっていく資料であり、移管した方がよい。

- ・ 集落調査の調査原票は、集落代表者から聞き取った内容が個票に書かれているもので、貴重な情報が含まれているので移管にした方がよい。
- ・ 漁協の合併に関するものは、漁業史に関する資料という観点からは大変貴重な資料であり、移管とした方がよい。
- ・ 里親フレンドシップファミリーについては今の制度にはない当時の制度であり、他には残っていない資料のようなので、移管として残す方がよい。
- ・ 安芸林業事務所から林道災害復旧事業のものが多く諮問されているが、これらは本庁に提出するような書類のため、今回は廃棄のままでよいが、今後本庁から諮問があったときにしっかり審議する必要がある。
- ・ 城山高等学校の指導要録は全て移管としているが、大方高等学校や宿毛の旧小筑紫分校も、学校や地域の特性を踏まえると特色のある学校といえるので、同じく移管とした方がよい。またその廃棄か移管かの判断に当たり、特色がある学校の基準を定めておく必要がある。

6 その他

- ・ 「令和3年度における高知県の公文書の管理状況について」(案)の報告を行った。
- ・ 公文書館発行の冊子「令和3年度 高知県立公文書館 年報第2号」を委員に配付し、令和3年度の特定歴史公文書等の受入・保存の状況、利用請求の状況、企画展の実施状況等の実績報告を行った。
- ・ 高知県の公文書の管理状況及び特定歴史公文書等の保存・利用状況の報告の中で、現在、条例施行前のものを含め県庁全体の文書の登録をしているところのことだが、その全体の文書が登録されていないと廃棄についても把握ができないと思うので、なるべく早く登録して全体の数を把握することが望ましいという意見があった。
- ・ 会議の開催について、今年度は今回が最後となり、来年度の第1回公文書管理委員会は令和5年7月11日、第2回公文書管理委員会は同年8月8日を予定することとし、日程調整を行った。
- ・ 今回の議事録について、事務局の方で議事録を整理した後で各委員に確認していただくこととした。